

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	朝井 友紀子
論文審査担当者	主 査	赤林 英夫 (慶應義塾大学教授 (経済学部) Ph.D.)	
	副 査	津谷 典子 (慶應義塾大学教授 (経済学部) Ph.D.)	
		佐藤 博樹 (中央大学教授 (戦略経営研究科) 社会学修士.)	
	面接担当	太田 聡一 (慶應義塾大学教授 (経済学部) Ph.D.)	
		山田 篤裕 (慶應義塾大学教授 (経済学部) 経済学博士)	
(論文審査の要旨)			
Essays in Labour Economics: Empirical Evaluations of Japanese Family Policies			
1. 論文の要旨			
<p>朝井友紀子君が博士学位請求のために提出した論文「Essays in Labour Economics: Empirical Evaluations of Japanese Family Policies」につき、さる9月26日、赤林英夫、(主査)、津谷典子、佐藤博樹(以上副査)、太田聡一、山田篤裕(以上学力確認担当)は審査会を開催し、論文提出者に対する口頭試問を含め、学位請求の適否について討議した。詳細にわたる審査の結果、本論文は慶應義塾大学大学院経済学研究科において博士号(経済学)を授与するに十分値するとの結論を得た。以下、論文の概要を紹介し、審査における主たる検討内容を要約する。</p>			
<p>これまで、日本において女性の労働市場における活躍が進まなかった大きな理由として、出産前後の就業継続率が低いことが指摘できる。国立社会保障・人口問題研究所(2005)によると、出産前に就業していた女性のうち、第一子出産後に仕事を継続しているものは38.0%に過ぎない。日本の25歳から49歳の女性の就業率は65.7%で、他のOECD諸国と比較すると約10ポイント低い。3歳以下の子どもを持つ女性に限ると29.8%であり、他のOECD諸国と比較して約30ポイント低い。多くの女性が出産を機に仕事を辞め、能力を発揮する機会を失っている現状がある。また、長時間労働も、女性の就業継続を困難とする要因となっている。労働力調査2009年によると、週60時間以上労働する労働者は9.2%、特に30代男性では18.0%と大きな問題である。</p>			
<p>上記の背景を鑑み、本稿では女性の就業率や長時間労働に注目し、政府が実施した家族・労働政策が就業率を引き上げることに貢献したかを検証する。本稿から得られる結果は、女性の就業率を引き上げ、長時間労働を抑制するにあたり、障害となっている背景要因を探ることに貢献している。また、これまでの政策の評価をすることで、今後のよりよ</p>			

い政策立案のための提言を行っているという意味で、先行研究の知見を補完するものであると考える。

ヨーロッパや北米諸国における家族・労働政策の効果を検証した先行研究では、政策の効果は、その国における経済社会の状況、文化的要因、労働市場の構造によって異なると結論付けている。日本の労働市場は、労働時間（フルタイムとパートタイムの二極化）、職場のフレキシビリティ、企業のカルチャーといった面でヨーロッパや北米諸国とは異なる。こういった労働市場の特徴を理解し、特徴に合わせた政策を立案しない限り、他国を真似ただけの家族・労働政策は、効果をもたらさないことが多い。本稿では、日本の労働市場の状況を加味した上で、政策効果の検証を行っているという点で、海外における家族・労働政策の効果を検証した先行研究の知見をも補足するものであると考える。

Chapter 2 では、育児をする労働者の仕事と家庭との両立を推進し、出産後の就業率を上昇させるため、休業中の所得補償を目的とした育児休業給付の給付率引き上げをする育児休業法の改正が、女性の就業継続に及ぼした政策効果の検証を行っている。具体的には、休業前賃金の25%の給付金が導入された1995年の改正、そして、給付金が40%に引き上げられた2001年の改正の効果を検証する。この改正では、出産した女性が改正に該当するために、出産タイミングをコントロールすることが困難であったことから、改正前に出産した女性をコントロールグループ、改正後に出産した女性をトリートメントグループとし、給付率の引き上げが出産後の正規就業継続に与えた影響の政策評価を行った。就業構造基本調査を用いた検証の結果、改正による母親の就業継続を押し上げる効果は確認されないことがわかった。給付率の引き上げにも関わらず、就業継続を押し上げる効果がなかった一つの要因としては、保育サービスの供給不足が挙げられる。母親の就業継続を押し上げるためには、育児休業給付の充実だけでなく、保育サービスの充実にも同時に取り組む必要性を示唆している。

Chapter 3 では、2010年6月より、100人以上の従業員を有する企業において、3歳に満たない子を養育する者について、所定労働時間を短縮する短時間勤務制度を整備することが法的に義務付けられた。具体的には、1日の所定労働時間を原則として6時間とすることができ、さらに残業の免除も申し出ることができる。制度は労働者の就業継続を促進するが、一方、企業にとって短時間労働者の時間当たりの労働コストは増加することになり、労働者の採用を抑制することが予測される。制度の改正に伴い制度を導入したグループをトリートメントグループ、改正以前にすでに制度を整備していた企業をコントロールグループとして、CSR企業パネルデータから、労働者の雇用（大卒の採用、非正規労働者の割合）、離職率、労働時間に及ぼした影響を検証した。比較グループの非同質性の問題に対処するために、傾向スコアマッチング手法を用いた。分析の結果、労働需要への負の効果は見られず、むしろ大卒女性の採用率を増加させる効果が確認

された。一方、企業における従業員離職率、時間外労働時間に対しては、政策の効果は確認されなかった。この結果は、改正前には制度を整備していた企業に女性が集中していたが、改正後には新たに整備した企業でも女性が働くようになった可能性を示唆している。

Chapter 4 では、長時間労働を抑制するための政策の一つとして 2010 年 4 月 1 日に施行された改正労働基準法の政策評価を行っている。改正により、月 60 時間を越える時間外労働について、割増賃金率が 25%から 50%以上に引き上げられた。中小企業については適用が猶予されたことから、改正の適用企業に正社員・正職員で働き（かつ裁量労働でないもの）、かつ、改正前から長時間労働をしていた者をトリートメントグループ、当てはまらない者をコントロールグループとし、改正前後の労働時間、賃金への効果を推定した。労働供給モデルからは、時間外労働の割増賃金率の引き上げにより、労働者は月 60 時間を越える時間外労働時間を増やすことが予測される。一方、労働需要モデルから考えると、割増賃金の引き上げは、企業にとって労働者に長時間労働をさせることのコストを増加させるため、月 60 時間を越える労働を抑制する効果があると予測される。東京大学社会科学研究所パネル調査を用いた推定の結果、労働時間を削減する効果は確認されなかった。また、労働時間を増やしたいか、減らしたいかという仕事時間についての希望を、長時間労働の自発性を代替する変数として考えて推定を行った結果、改正の効果は確認されなかった。政策効果がなかった要因としては、サービス残業の存在が挙げられる。今後は、時間外労働の規制とともに、サービス残業の抑制のための政策も同時に実施する必要があることが示唆されよう。

2. 論文の評価

本博士論文では、日本における家族・労働政策が、労働者の就業選択と労働時間に及ぼした政策効果を検証している。

適切な労働政策を選択するためには、その実施が企業側、労働者側へ及ぼす効果を正しく予測することが不可欠である。しかしながら、ひとつの政策は需要・供給の複数の経路で労働市場参加者に影響を及ぼすため、その効果を経済理論的に予測することは非常に難しい。そのため、労働政策の変更の影響を事後的に推計することは、我が国の労働政策の是非を判断し、政策決定の質を向上させるために不可欠な研究課題である。

そうした中で本論文の最大の貢献は、育児休業給付の給付率引き上げ、短時間勤務制度導入、時間外労働割増賃金の引き上げなど、家庭と仕事を両立するために近年次々と実施されてきた政策の効果を、一般に手に入るデータを利用して推計したことにある。

論文審査の要旨

No.4

また、論文中で用いられている分析手法はきわめて堅実かつ丁寧である。たとえば、Chapter2では、DD推計結果の頑健性（共通トレンドの前提）を、DDD推計を用いて検討している。Chapter3では短時間勤務制度の導入効果について、傾向スコアマッチングに基づく推計結果を、いくつかの代替的マッチング手法を用いて確認している。Chapter4では、時間外労働割増賃金政策の変更の処置群を、適用を受けた大企業と影響を受けやすい長時間労働者という2つのグループの交差項で定義し、さらに労働者の長時間労働への選好も考慮し、どのような場合においても政策効果が統計的に有意に確認できないことを示している。特に、Chapter2は最も完成度が高く、日本語論文としてすでに『日本労働研究雑誌』に査読付きで掲載されていることを特記しておきたい。

もちろん、専門論文として見た場合に、さらに改善すべき点が見いだせないわけではない。たとえば、Chapter3に関しては、推計結果の逆因果の可能性を一層高い説得力で排除するために、傾向スコアの推計結果をより一般性のあるテストで検定し、結果の適切性を確実にする必要があると思われる。またChapter4のDDD分析は、Chapter2に比較すると、処置群と統制群の間の同質性の確認にさらなる検討の余地が残されていると思われる。また、推計結果の解釈とそこから導かれる政策提言についても、分析の前提条件や利用したデータの限界、政策導入の背景、さらには理論モデルとの関係を踏まえ、より慎重かつ深い検討が望まれる。以上の点は、本論文の未出版部分を今後出版していく際には重要な点と考えられるが、本論文全体の価値を損ねるものではなく、本論文の貢献を踏まえた上での改善点といえる。

以上の理由により、上述の通り、審査委員会は全員一致して、当論文が博士（経済学）授与に十分値するものであるとの結論を得た。